

公益社団法人日本青年会議所 北海道地区北海道ブロック協議会

運営規程

第1条（目的）

会則第19条の規程に基づき、公益社団法人日本青年会議所北海道ブロック協議会（以下「本会」という）運営規程を定める。

- 2 本規程は、会則に定める目的を達成するために、本会の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

第2条（会員会議所会議）

本会は、会則に定める会員会議所会議について、当該地区担当常任理事の承認を受け、北海道ブロック協議会エリア会議等として開催することができる。

第3条（役員会議）

本会は、会則に定める役員会議について、公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会役員会議をもって開催とする。

第4条（会議・委員会）

本会は、会議・委員会はブロック事業計画に必要な場合設置する。

第5条（会費）

本会は、会費を徴収しない。

第6条（補足）

本会則に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所の定款、規則、規程及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、北海道地区協議会役員会議において議決するものとする。

附 則

本会則は、平成22年7月26日から施行する。

本会則は、平成23年1月1日から施行する。